

福岡工業大学短期大学部学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 実施方法については、別に定める。

第2節 組織

(学科及び学生定員)

第2条 本学に、情報メディア学科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
情報メディア学科	160 人	320 人
計	160 人	320 人

(教育研究上の目的)

第2条の2 情報メディア学科は、情報教育を中心とした教育プログラムにより、高度に IT 化された社会における即戦力となる情報活用能力を身に付けた人材の育成に加え、社会の構成員として力強く生きていくためのリテラシーを身に付けた人材を養成することを目的とする。特に情報活用能力は、コンピュータやプログラミング、情報メディアに関する知識の修得及び実践的な取り扱い方を身に付け、リテラシーは社会科学や自然科学の基礎知識及びコミュニケーション力を身に付けることを目的とする。

(図書館)

第3条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設)

第4条 本学に、次の教育研究施設を置く。

名 称	目 的
総合メディアセンター	情報処理関連施設を管理運用し、教育と研究に資する。

(教務部・学生部)

第5条 本学に、教務部及び学生部を置く。

第3節 職員の種類

(職員の種類)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員を置く。

2 教育研究の円滑な実施に必要な業務を行うために、助手を置くことができる。

第4節 教授会

(構成)

第7条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する。

(審議事項及び運営)

第8条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関し、必要な事項は福岡工業大学短期大学部教授会規程により定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の二期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 11月5日

(4) 春季休業 3月21日から4月10日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月9日まで

2 学長は、必要があるとき前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学科

第1節 修業年限等

(修業年限)

第12条 学科の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、4年を超えて在学することができない。

ただし、第19条第1項の規定により入学した学生は、同19条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項に掲げる者のほか、高等学校に在学し校長が推薦する者は、科目等履修生として入学を認めることがある。

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、教授会の議を経て選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第19条 他の短期大学に1年以上在籍し、卒業又は退学した者で、本学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在

学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第20条 疾病等によるやむを得ない理由により、4ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 他の短期大学又は大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第37条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第13条に定める在学年数を超えた者

(3) 第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第27条 第25条及び第26条第1号の規定により退学し、又は除籍された者については、本人の願い出により、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、各年次に配分して編成する。

2 授業科目は、一般教育等科目及び専門教育科目に分ける。

3 授業科目の種類及び必修又は選択科目の別、並びに単位数等は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第28条の2 授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第28条の2に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、課題研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第30条 一年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(履修)

第31条 学生は、別に定める履修要項にしたがって履修しなければならない。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(本学以外の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目で修得した単位を、本学での授業科目の履修により修得した単位とみなし、

30単位を限度として、教授会の議を経て卒業の要件とする単位として認めることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合にも準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、前条第1項及び第2項により認められた単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目及び修得した単位について、教授会の議を経て、卒業の要件となる授業科目及び単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、30単位を超えないものとする。

但し、前第 33 条、第 34 条により修得した単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第 36 条 授業科目の試験等の評価は、優、良、可及び不可の 4 段階をもって表示し、優、良、及び可を合格とする。但し、教育上有益と認めるときは、優の上位に秀を設けることができる。

また、上記評価に該当しない科目については、一定の要件を満たすことで単位認定をすることができる。

(試験等における不正行為の成績評価措置)

第 36 条の 2 成績評価に関わる試験等の不正行為の措置に関して、必要事項は別に定める。

第 5 節 卒業及び学位授与

(卒業)

第 37 条 本学の学科に 2 年（第 19 条第 1 項及び第 27 条の規定により入学した学生については、それぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、別表 1 に定めるところにより所定の授業科目を履修し、次に掲げる単位数を含め合計 62 単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(1) 一般教育等科目は、必修科目の全部を含め合計 14 単位以上

(2) 専門教育科目は、必修科目の全部を含め合計 32 単位以上

(学位授与)

第 38 条 前条で卒業を認定した者については、教授会の議を経て、学長が短期大学士の学位を授与し、「卒業証書・学位記」を交付する。

第 3 章 通則

第 1 節 賞罰

(表彰)

第 39 条 表彰に価する行為があった学生は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 40 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 節 厚生施設

(学生寮)

第 41 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第 42 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 43 条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、学期毎に許可する。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 32 条の規定を準用する。

4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第 4 節 検定料、入学金及び授業料等

(授業料等)

第 45 条 学生は、授業料等（以下この節において、施設設備費、実験実習費、図書費及び学生厚生費を含む。）を納入しなければならない。

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第 46 条 本学の検定料、入学金及び授業料等の額は、別表 2 のとおりとする。

(授業料等の徴収)

第 47 条 授業料等は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて徴収する。

区 分	納 期
前 期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）	4 月 20 日まで
後 期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）	9 月 20 日まで

(休学期間中の授業料等)

第 48 条 休学を許可された者の授業料等は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの額を免除する。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 49 条 前期又は後期途中で退学し、又は除籍された者の授業料等は、当該期分を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 50 条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 奨学生制度については、別に定める。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学金及び授業料等)

第 51 条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学金及び授業料等については、別に定める。

(納入した授業料等)

第 52 条 既納の検定料、入学金及び授業料等は、返納しない。

第 5 節 公開講座

(公開講座)

第 53 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

第 6 節 その他

第 54 条 この学則の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

- 1 福岡工業短期大学学則（昭和 35 年開設時制定）の全部を改正し、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第 28 条第 2 項別表第 1 及び第 45 条別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年度から平成 11 年度において電子情報学科の総定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	平成 2 年度		平成 3 年度 ┐ 平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度以降	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
電子情報学科	300	500	300	600	200	500	200	400

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度から平成 12 年度において電子情報学科の総定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	平成 3 年度		平成 4 年度 ┐ 平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
電子情報学科	370	670	370	740	270	640	200	470

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第 28 条第 2 項別表第 1 及び第 45 条別表第 2 の規定

の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この学則は、平成4年4月1日より施行する。

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第28条別表第1及び第46条別表第2の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日より施行する。

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第28条別表第1及び第46条別表第2の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度から平成12年度において電子情報システム学科及びOA情報システム学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成7年度 └ 平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
電子情報システム学科	245	490	180	425	130	310
OA情報システム学科	125	250	90	215	70	160

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第28条、第28条の2及び第37条の適用については、従前の学則のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日以前に入学した学生に対する第28条第3項別表1の適用については、従前の学則のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度から平成12年度において電子情報システム学科及びOA情報システム学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成11年度	平成12年度
-----	--------	--------

	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
電子情報システム学科	245	490	130	375
ＯＡ情報システム学科	125	250	70	195

２ この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

１ この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

ただし、平成１２年度から平成１６年度において電子情報システム学科及びＯＡ情報システム学科の学生定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
電子情報システム学科	236	481	227	463	218	445
ＯＡ情報システム学科	120	245	115	235	110	225

区 分	平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
電子情報システム学科	209	427	200	409
ＯＡ情報システム学科	105	215	100	205

２ この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成１２年１０月１日から施行する。

附 則

１ この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

ただし、平成１３年度から平成１６年度において電子情報システム学科及びＯＡ情報システム学科の学生定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
電子情報システム学科	157	393	148	305	139	287	130	269
ＯＡ情報システム学科	85	205	80	165	75	155	70	145

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度から平成16年度において電子情報システム学科及びOA情報システム学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
電子情報システム学科	143	300	130	273	130	260
OA情報システム学科	85	170	84	169	70	154

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。
ただし、短期大学の名称についてはこの限りでない。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度において電子情報システム学科及びOA情報システム学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成16年度	
	入学定員	収容定員
電子情報システム学科	105	235
OA情報システム学科	55	139

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年9月25日から施行する。
- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度において既存の情報メディア学科及びビジネス情報学科並びに新たに設置する情報メディア学科の学生定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	2020	
	入学定員	収容定員
情報メディア学科	0	105
ビジネス情報学科	0	55
情報メディア学科	160	160

- 2 この学則の施行日以前に入学した学生に対しては、その学生が在学する間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 学則第 28 条第 3 項にかかわる授業科目の種類及び必修又は選択科目の別並びに単位数等

1 一般教育等科目

科目 分類	授業科目の種類	必修又は 選択の別	単位数	備 考
初年 次科 目	入門ゼミナール 基礎ゼミナール 体育 健康科学	必 修 " 選 択 "	1 1 2 2	
外国語 科目	英語会話A 英語会話B 実用英語A 実用英語B 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 海外語学演習	選 択 " " " " " " "	2 2 2 2 2 2 2	
キャリア 科目	人間関係論 キャリア発達論 ビジネス実務とマナー 進路設計ⅠA 進路設計ⅠB 進路設計ⅡA 進路設計ⅡB インターンシップ 海外事情	選 択 " " 必 修 " " " " 選 択 "	2 2 2 1 1 1 1 1 1	
自然科学 科目	線形代数Ⅰ 微分積分学Ⅰ 線形代数Ⅱ 微分積分学Ⅱ 数学演習 物理学Ⅰ 物理学Ⅱ 統計学	選 択 " " " " " " " "	2 2 2 2 2 2 2 2	
人文・社会 科学科目	経済と社会 現代社会論 日常生活と法律 九州学 日本国憲法 日本語表現法	選 択 " " " " " "	2 2 2 2 2 2	

2 専門教育科目

(情報メディア学科)

科目 分類	授業科目の種類	必修又は 選択の別	単位数	備 考
科 基 目 礎	情報処理概論	必 修	2	
	情報処理演習Ⅰ	〃	2	
基 幹 科 目	プログラミング基礎	選 択	2	
	マルチメディア概論	〃	2	
	情報数学	〃	2	
	プログラミングⅠ	〃	2	
	グラフィック処理演習	〃	2	
	情報処理演習Ⅱ	〃	2	
	情報科学	〃	2	
	オペレーティングシステム	〃	2	
展 開 科 目	電気電子基礎	選 択	2	
	論理回路	〃	2	
	コンピュータネットワーク	〃	2	
	コンピュータアーキテクチャ	〃	2	
	デジタル回路	〃	2	
	電気回路	〃	2	
	電子回路	〃	2	
	電子情報実験	〃	2	
	データベース概論	〃	2	
	プログラミングⅡ	〃	2	
	プログラミング特論 (C言語)	〃	2	
	イノベーション実践Ⅰ	〃	2	
	イノベーション実践Ⅱ	〃	2	
	ICT通論	〃	2	
	ソフトウェア工学	〃	2	
	データ構造Ⅰ	〃	2	
	データ構造Ⅱ	〃	2	
	情報セキュリティ	〃	2	
	デジタルデザイン	〃	2	
	マルチメディア演習	〃	2	
	DTP演習	〃	2	
	経営学概論	〃	2	
	CG概論	〃	2	
	CG演習	〃	2	
	CGアニメーション	〃	2	
	メディア制作演習	〃	2	
	情報処理演習Ⅲ	〃	2	
	情報処理演習Ⅳ	〃	2	
	プレゼンテーション演習	〃	2	
	データサイエンス実践	〃	2	
	人的資源管理論	〃	2	
	消費者行動論	〃	2	
	基礎簿記	〃	2	
	データサイエンス基礎	〃	2	
	人工知能基礎	〃	2	
	色彩情報論	〃	2	
	メディア通論	〃	2	

P B L 科 目	組込みシステム開発	選 択	2	
	スマートフォンアプリ開発	〃	2	
	ソフトウェア開発	〃	2	
	ゲームソフトウェア開発	〃	2	
	Webアプリケーション開発	〃	2	
	コンピュータシミュレーション実践	〃	2	
	AIプログラミング実践	〃	2	
	数学教育研究	〃	2	
	メディアアート実践	〃	2	
	デザイン実践	〃	2	
	ビジネスプラン実践	〃	2	
	ユニバーサルデザイン実践	〃	2	
	映像制作	〃	2	
	Webデザイン実践	〃	2	
	デジタルアーカイブ実践	〃	2	
	マーケティング実践	〃	2	
卒 業 研 究 科 目	卒業研究	選択	2	

別表 2 学則第 46 条にかかわる検定料、入学金および授業料等

1-1 検定料 (単位:円)

学校推薦型選抜・自己推薦選抜・女子特別選抜・一期 A・一期 B・二期、各検定料	共通テスト利用選抜(前期・中期・後期)、各検定料
25,000	10,000

1-2 検定料併願割引 (単位:円)

一期 A・B を併せて受験する場合の検定料	一期 A・B と共通テスト利用選抜(前期)を併せて受験する場合の検定料
25,000	33,000

併願割引は、同時出願の場合にのみ適用する。

2 (単位:円)

入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	図書費	学生厚生費
170,000	670,000	160,000	100,000	5,000	15,000